

VI. よくあるQ&A

(Q1) 届け出書×日の10日まで各種届出書の提出が間に合わないのですが、掛金はどうなりますか？

(A1) 各種届出書の提出が、毎月10日の×日に間に合わず、該当月で反映されなかった被共済職員に関する掛金は、翌月の掛金請求の際、遡及調整されます。遡及調整が発生しないよう、速やかな提出をお願いいたします。なお、届出書の提出が無い限り各事項の処理は行えませんのでご注意ください。

(Q2) 年度途中でも新規加入は出来ますか？

(A2) 年度途中でも加入出来ます。

加入要件を満たしている職員の方については、年度途中でも加入手続きが必要となります。第二種退職共済制度の契約締結をしている施設(事業所)において、新規加入者がいる場合には、現行制度と併せて加入する必要があります。

なお、第二種掛金については、該当年度に第二種掛金の納付を行う必要は無く、初回掛金は、次年度4月1日に在籍していた段階で納付対象となります。

(Q3) 育児休業、介護休業等の期間の取り扱いはどうなりますか？

(A3) 育児休業、介護休業期間も、掛金の納付は通常どおり行うこととなります。給与の支給が無い場合でも、該当年度の本俸月額により算出した掛金を納付する必要がありますので、職員の方にその旨ご説明をしていただき、掛金の納付を行ってください。

(Q4) 退職後、転居する予定の方がいるのですが退職手当請求書に記載する住所はどうすればよいですか？

(A4) 転居することが明らかで、既に新住所が分かっている場合には、新住所を記入していただいても結構です。
※転居前の住所を記入した場合には、退職手当の通知文書が、新住所に転送されるよう、郵便局に転居届を出していただくと良いと思います。

(Q5) 退職後、結婚により氏名が変更されるのですが、退職届・退職手当金請求書等は旧姓で提出してもいいのでしょうか？振込先金融機関の口座名義はどうすればよいですか？
結婚に伴って住所も変更されるのですが、住所の記入はどうすればよいのでしょうか？

(A5) 旧姓でご請求いただいても結構です。旧姓でご請求いただいた場合には、退職手当請求書の請求者名及び振込先金融機関の口座名義も旧姓でご請求願います。その場合、退職後、結婚等により氏名が変更されても、振込先金融機関の口座は、退職手当金の送金が完了するまでの間、名義変更はしないようにご指導願います。

(Q6) 60歳以上の方を採用したのですが、第二種退職共済制度のみ加入することは出来ますか？

(A6) 加入することは出来ません。第二種退職共済制度は、現行制度と併せて加入することが前提ですので、第二種退職共済制度のみの加入は出来ません。(現行制度は60歳以上の方は加入出来ません。)

(Q7) 60歳の定年をむかえ、一旦退職した後、雇用形態(臨時、嘱託等)が変わって継続雇用(再雇用)となる場合の取り扱いはどうすればよいですか？

(A7) 就業規則上、60歳定年制の場合で、定年後、再雇用により1日の空白も無く、翌年度以降(満60歳になった次年度)も雇用契約の変更(嘱託職員等)により、引き続き勤務をする場合には、その時点で退職手当金の請求を行わず、次年度以降据え置きとし、再雇用契約等が満了し退職する時点で、退職手当金の請求を行うことができます。《但し、再雇用契約が加入資格に該当しない場合には据置くことは出来ません。雇用期間が1年未満の場合や勤務時間が正規職員の2/3以下の場合》
再雇用により本俸月額が下がっても、退職時の退職手当金の算出基礎額は、満60歳の年度の本俸月額となり、据置乗率をさらに加算し算出しますので、加入者(被共済職員)の不利益にはなりません。
ただし、ご本人様(被共済職員)が、満60歳の定年時に退職手当金の請求を行いたい場合には、その限りではありません。(その場合にはその後再加入することは出来ません。)
独立行政法人福祉医療機構については、退職月から遡って6ヶ月の本俸月額の平均により退職手当金の算出を行うため、再雇用により本俸月額が下がる場合には、満60歳の定年時に一旦退職手当金の請求を行い、再加入手続きをすることが必要と思われれます。

(Q8) 介護保険施設を新設するにあたり、福祉医療機構の制度には加入せず、第二種共済制度へ加入をしたいのですが、これまで福祉医療機構の制度に加入をしていた職員(平成18年3月31日以前に加入をしていた職員)を新設施設に異動させる場合、福祉医療機構の退職金制度の取扱いはどうなるのでしょうか？

(A8) 制度上の退職扱いとなります。

同一法人内の他の特定介護保険施設において、「平成18年4月1日以後加入させない届」または「退職手当共済契約部分解除通知書」を提出している場合には、今回、「適用外施設へ異動」の取り扱いをしても、復帰することが出来ないことから、制度上の退職扱いとなります。

従って、その旨職員の方にご説明をいただき、第二種退職共済制度へ加入することが適切と思われれます。

☞ 万が一、異動となる職員を考慮し、新設施設を福祉医療機構制度へ「特定介護保険施設等」として届け出を行った場合には、今後採用し加入対象となる職員(公的助成無し単位掛金の3倍負担)は全て加入させなければならなくなります。

(Q9) 記載誤りの訂正方法について

- (A9) 契約者(法人)が記入する欄を訂正する場合には、訂正箇所^①に二重線を引き、正しい事項をご記入の上、法人印による訂正印を押印願います。退職手当請求書(共済様式第 12 号)については、被共済職員ご本人様が記入(自書)することとなっておりますので、訂正する場合には、訂正箇所^②に二重線を引き、正しい事項をご記入のうえ、ご本人様の印鑑による訂正印を押印願います。